

相馬市議会告示第二号

相馬市議会広報広聴委員会設置規程を次のように定める。

令和八年六月四日

相馬市議会議長

杉本智美

相馬市議会広報広聴委員会設置規程

(趣旨)

第一条 この規程は、相馬市議会基本条例（平成二十七年相馬市条例第三十一号）第八条第一項及び第四項の規定に基づき、広報広聴委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 議会だよりの編集及び発行に関すること。
- 二 議会報告及び意見交換の企画及び運営に関すること。
- 三 公式ホームページ、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス等による情報発信に関すること。
- 四 その他議会の広報及び広聴に関すること。

(定数)

第三条 委員会の委員定数は、六人とする。

(委員)

第四条 委員は、各会派及び会派に属しない議員から一人以上を比例配分により選出し、議長が指名する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に委員長及び副委員長一人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(委員以外の者の出席等)

第六条 委員会は、専門的な事項を協議するため、委員以外の議員に対し出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第七条 委員長は、特定の事項を調査検討するため、委員会に部会を置くことができる。

(準用)

第八条 委員会の運営等については、相馬市議会委員会条例（昭和五十四年相馬市条例第八号）第七条、第九条から第十二条まで、第十三条本文、第十四条、第十六条及び第十七条の規定を準用する。

(記録)

第九条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させるものとする。

(議会外への行為)

第十条 委員会が、議会外に対して何らかの行為をしようとするときは、議長を経なければならぬ。

(委任)

第十一条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和八年六月十七日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行後最初に指名された委員の任期は、第四条第二項本文の規定にかかわらず、令和九年十一月十九日までとする。

(相馬市議会報告会実施規程の廃止)

3 相馬市議会報告会実施規程（平成二十七年相馬市議会告示第二号）は、廃止する。